「国民投票広報協議会その他国民投票法の諸問題」

資料目次

令和６年５月 30 日

１．国民投票広報協議会について

資料１　国民投票広報協議会の国民投票手続上の位置付け

資料２　国民投票広報協議会の組織等と事務

２．国民投票広報協議会関係法規について

資料３　国民投票広報協議会関係法規の全体像

参考　参照条文

３．国民投票法に関する主な論点について

資料４　国民投票法に関する主な論点

資料１

国民投票広報協議会の国民投票手続上の位置付け

【憲法改正国民投票の流れ】

凡例　憲：日本国憲法
国：国会法
投：憲法改正国民投票法
（日本国憲法の改正手続に関する法律）

国会の発議　憲96Ⅰ　国68の5Ⅰ

（速やかに）

期日の議決　国68の6
告示　投2Ⅲ

※規程未制定

国会に国民投票広報協議会を設置　国102の11Ⅰ
- 国民投票公報　投14Ⅰ①
- 新聞、テレビでの広報　投106・107

（公的機関による）
広報・周知

（その他の主体による）
国民投票運動

国民投票運動は原則自由　投100
※公務員等・教育者の地位利用による運動、組織的多数人買収など悪質なもののみ禁止　投103・109

60～180日
投2Ⅰ

２週間

投票日前の２週間
- 期日前投票の開始　投60Ⅰ
- 広告放送(CM)の禁止　投105

投　票

- １８歳以上の者に投票権　投3
- 憲法改正案ごとに一人一票　投47
- 賛成又は反対の文字を○で囲む投票方式　投57Ⅰ

開　票

- 過半数：有効投票総数の１/２超　投98Ⅱ
※結果を官報で告示

承認
投126Ⅰ

不承認

廃案

憲法改正の成立
公布
憲96Ⅱ・投126Ⅱ

国民投票広報協議会の組織等と事務

組織等　憲法改正案の発議があったときに、国会に設ける機関

協議会の規程が必要

① 委員の人数

・ 憲法改正発議時の衆議院議員・参議院議員各10人
（同数の予備員を選任）

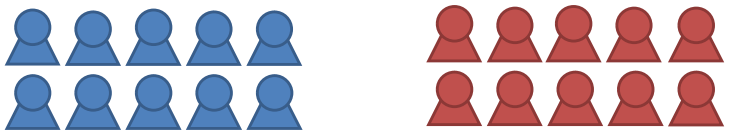

② 選任方法

・ 各議院における各会派の所属議員数の比率（※）により、各会派に割り当て選任する。

※ ただし、憲法改正に反対の会派から委員が選任されないこととなるときは、各議院において、当該会派にも委員を割り当て選任するようできる限り配慮する。

③ 会長　　委員の互選による

④ 議事

・定足数　　衆・参各７人以上の出席

・議決　　出席委員の２／３以上の多数

事務　憲法改正案の国民に対する広報に関する事務

① 国民投票公報の原稿の作成

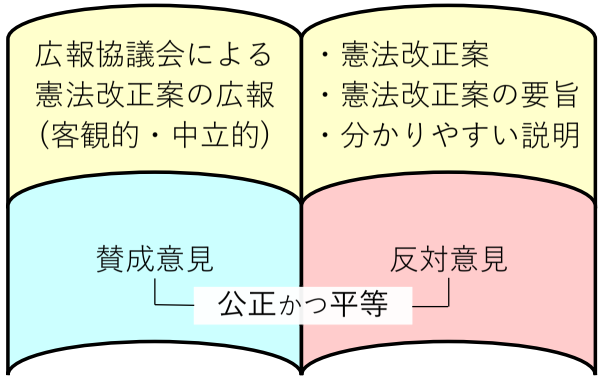

② 投票所に掲示する憲法改正案の要旨の作成

③ 広報協議会及び政党等の放送及び新聞広告に関する事務

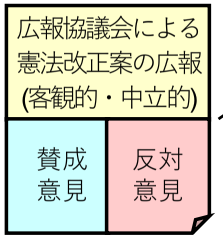

※国民投票公報とほぼ同様の構成

放送及び新聞広告の規程が必要

④ その他憲法改正案の広報に関する事務

【協議内容】
①国民投票公報の内容、頒布回数及び時期等、
②投票所に掲示する憲法改正案の要旨の内容、
③放送・新聞広告等の広報の内容、回数、分量、時期等
（複数案が発議された場合の区別のための投票用紙等の文言を含む。）

※ 投票の方法、期日等に関する周知は中央選挙管理会で担当

事務局　広報協議会の運営及び広報に関する事務を処理

事務局の規程が必要

資料２

国民投票広報協議会関係法規の全体像

投：国民投票法

		国会法	国民投票法	規程で定めるべき事項	その他
広報協議会	組織等	①委員（102の11Ⅰ） 衆参同数の委員 ②会長（102の11Ⅲ） 委員による互選 ※発議後国民投票手続が終了するまで設置（102の11Ⅱ）	①委員（12） ・憲法改正発議時の衆･参両院議員各10人 ・同数の予備員を選任 ・各議院の各会派の所属議員数比率に応じ各会派に割当（反対会派にも委員を割り当て選任するようできる限り配慮） ②会長　議事整理権等（13） ③議事 定足数　衆参各７人以上の出席（15Ⅰ） 議決　出席委員の2/3以上の多数(15Ⅱ）	**<u>広報協議会規程案</u>** 一　委員・予備員の選任・辞任、会長の選任・辞任及び会長代理の指名 二　幹事の人数・選任 三　開会、委員の発言、参考人の出席、秩序保持等 四　会議の公開・傍聴 五　会議録　等	【参考】 ※広報協議会諸規程の法形式 ＝**両院議長協議決定** ○　両院議長が議運委に諮って定めるもの ○　両院議長協議決定の例 ・国会議員歳費等支給規程 ・国会議員秘書給与支給規程 など
	広報活動	―	①国民投票公報の原稿の作成（14Ⅰ①） ②投票所に掲示する憲法改正案の要旨の作成（14Ⅰ②） ③広報協議会及び政党等の放送・新聞広告に関する事務（14Ⅰ③） ※放送に関する特別規定（106）、新聞広告に関する特別規定（107） ④ その他憲法改正案の広報に関する事務（14Ⅰ④）	**<u>憲法改正案広報実施規程案（仮称）</u>** 一　国民投票公報の原稿の掲載事項等 二　憲法改正案の要旨の作成 三　広報のための放送・新聞広告 1　政党等の届出 2　広報のための放送 （放送事業者の決定手続、賛成・反対意見の放送枠組、録音・録画の公営限度額等） ※放送の回数・日時などは広報協議会が放送事業者と協議して決定 3　広報のための新聞広告 （新聞社の決定手続、賛成・反対意見の広告枠組等） 四　その他の憲法改正案の広報　等 （インターネット広報？、説明会の開催？）	
事務局	組織	―	① 事務局の組織（16Ⅱ） ② 事務局長その他の職員の職責・任免（16Ⅲ～Ⅴ）	**<u>事務局規程案</u>** 一　事務局次長の設置・職務 二　総務部及び広報部の設置・事務 三　課長 四　参与　等	**<u>国会職員法等改正案</u>** 事務局職員の国会職員への追加　等 ※国会職員法、国会機関休日法、国会職員育休法及び国会職員配偶者同行休業法の改正

委任（投17）

委任（投17 投106（放送） 投107（新聞広告））

委任（投16Ⅵ）

関連規定の整理

資料３

参考

参照条文

○国会法（昭和22年法律第79号）

第十一章の三　国民投票広報協議会

〔国民投票広報協議会の設置〕

第百二条の十一　憲法改正の発議があつたときは、当該発議に係る憲法改正案の国民に対する広報に関する事務を行うため、国会に、各議院においてその議員の中から選任された同数の委員で組織する国民投票広報協議会を設ける。

②　国民投票広報協議会は、前項の発議に係る国民投票に関する手続が終了するまでの間存続する。

③　国民投票広報協議会の会長は、その委員がこれを互選する。

〔国民投票広報協議会に関する事項〕

第百二条の十二　前条に定めるもののほか、国民投票広報協議会に関する事項は、別に法律でこれを定める。

○日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）

第二節　国民投票広報協議会及び国民投票に関する周知

（協議会）

第十一条　国民投票広報協議会（以下この節において「協議会」という。）については、国会法に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

（協議会の組織）

第十二条　協議会の委員（以下この節において「委員」という。）は、協議会が存続する間、その任にあるものとする。

２　委員の員数は、憲法改正の発議がされた際衆議院議員であった者及び当該発議がされた際参議院議員であった者各十人とし、その予備員の員数は、当該発議がされた際衆議院議員であった者及び当該発議がされた際参議院議員であった者各十人とする。

３　委員は、各議院における各会派の所属議員数の比率により、各会派に割り当て選任する。ただし、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て選任した場合には憲法改正の発議に係る議決において反対の表決を行った議員の所属する会派から委員が選任されないこととなるときは、各議院において、当該会派にも委員を割り当て選任するようできる限り配慮するものとする。

４　前項の規定は、予備員の選任について準用する。

５　委員に事故のある場合又は委員が欠けた場合は、憲法改正の発議がされた際にその者の属していた議院の議員であった予備員のうちから協議会の会長が指名する者が、その委員の職務を行う。

（会長の権限）

第十三条　協議会の会長は、協議会の議事を整理し、秩序を保持し、協議会を代表する。

（協議会の事務）

第十四条　協議会は、次に掲げる事務を行う。

一　国会の発議に係る日本国憲法の改正案（以下「憲法改正案」という。）及びその要旨並びに憲法改正案に係る新旧対照表その他参考となるべき事項に関する分かりやすい説明並びに憲法改正案を発議するに当たって出された賛成意見及び反対意見を掲載した国民投票公報の原稿の作成

二　第六十五条の憲法改正案の要旨の作成

三　第百六条及び第百七条の規定によりその権限に属する事務

四　前三号に掲げるもののほか憲法改正案の広報に関する事務

２　協議会が、前項第一号、第二号及び第四号の事務を行うに当たっては、憲法改正案及びその要旨並びに憲法改正案に係る新旧対照表その他参考となるべき事項に関する分かりやすい説明に関する記載等については客観的かつ中立的に行うとともに、憲法改正案に対する賛成意見及び反対意見の記載等については公正かつ平等に扱うものとする。

（協議会の議事）

第十五条　協議会は、憲法改正の発議がされた際衆議院議員であった委員及び当該発議がされた際参議院議員であった委員がそれぞれ七人以上出席しなければ、議事を開き議決することができない。

２　協議会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決する。

（協議会事務局）

第十六条　協議会に事務局を置く。

２　事務局に参事その他の職員を置き、参事のうち一人を事務局長とする。

３　事務局長は、協議会の会長の監督を受けて、庶務を掌理し、他の職員を指揮監督する。

４　事務局長以外の職員は、上司の命を受けて、庶務に従事する。

５　事務局長その他の職員は、協議会の会長が両議院の議長の同意及び両議院の議院運営委員会の承認を得て、任免する。

６　前各項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

（両院議長協議決定への委任）

第十七条　この節に定めるもののほか、協議会に関する事項は、両議院の議長が協議して定める。

（国民投票公報の印刷及び配布）

第十八条　協議会は、第十四条第一項第一号の国民投票公報の原稿を作成したときは、これを国民投票の期日前三十日までに中央選挙管理会に送付しなければならない。

２　中央選挙管理会は、前項の国民投票公報の原稿の送付があったときは、速やかに、その写しを都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

３　都道府県の選挙管理委員会は、前項の国民投票公報の原稿の写しの送付があったときは、速やかに、国民投票公報を印刷しなければならない。この場合においては、当該写しを原文のまま印刷しなければならない。

４　公職選挙法第百七十条第一項本文及び第二項の規定は、国民投票公報の配布について準用する。この場合において、同条第一項中「当該選挙に用うべき選挙人名簿」とあるのは「投票人名簿」と、「選挙の期日前二日」とあるのは「国民投票の期日前十日」と、同条第二項中「選挙人」とあるのは「投票人」と読み替えるものとする。

（国民投票広報協議会及び政党等による放送）

第百六条　国民投票広報協議会は、両議院の議長が協議して定めるところにより、日本放送協会及び基幹放送事業者（放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園を除く。第四項及び第八項において同じ。）のラジオ放送又はテレビジョン放送（同条第十六号に規定する中波放送又は同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の放送設備により、憲法改正案の広報のための放送をするものとする。

２　前項の放送は、国民投票広報協議会が行う憲法改正案及びその要旨その他参考となるべき事項の広報並びに憲法改正案に対する賛成の政党等（一人以上の衆議院議員又は参議院議員が所属する政党その他の政治団体であって両議院の議長が協議して定めるところにより国民投票広報協議会に届け出たものをいう。以下この条及び次条において同じ。）及び反対の政党等が行う意見の広告からなるものとする。

３　第一項の放送において、国民投票広報協議会は、憲法改正案及びその要旨その他参考となるべき事項の広報を客観的かつ中立的に行うものとする。

４　第一項の放送において、政党等は、両議院の議長が協議して定めるところにより、憲法改正案に対する賛成又は反対の意見を無料で放送することができる。この場合において、日本放送協会及び基幹放送事業者は、政党等が録音し、又は録画した意見をそのまま放送しなければならない。

５　政党等は、両議院の議長が協議して定めるところにより、両議院の議長が協議して定める額の範囲内で、前項の意見の放送のための録音又は録画を無料ですることができる。

６　第一項の放送に関しては、憲法改正案に対する賛成の政党等及び反対の政党等の双方に対して同一の時間数及び同等の時間帯を与える等同等の利便を提供しなければならない。

７　第一項の放送において意見の放送をすることができる政党等は、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該放送の一部を、その指名する団体に行わせることができる。

８　第一項の放送の回数及び日時は、国民投票広報協議会が日本放送協会及び当該放送を行う基幹放送事業者と協議の上、定める。

（国民投票広報協議会及び政党等による新聞広告）

第百七条　国民投票広報協議会は、両議院の議長が協議して定めるところにより、新聞に、憲法改正案の広報のための広告をするものとする。

２　前項の広告は、国民投票広報協議会が行う憲法改正案及びその要旨その他参考となるべき事項の広報並びに憲法改正案に対する賛成の政党等及び反対の政党等が行う意見の広告からなるものとする。

３　第一項の広告において、国民投票広報協議会は、憲法改正案及びその要旨その他参考となるべき事項の広報を客観的かつ中立的に行うものとする。

４　第一項の広告において、政党等は、両議院の議長が協議して定めるところにより、無料で、憲法改正案に対する賛成又は反対の意見の広告をすることができる。

５　第一項の広告に関しては、憲法改正案に対する賛成の政党等及び反対の政党等の双方に対して同一の寸法及び回数を与える等同等の利便を提供しなければならない。

６　第一項の広告において意見の広告をすることができる政党等は、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該広告の一部を、その指名する団体に行わせることができる。

資料４

国民投票法に関する主な論点

≪７項目案の検討条項（附則４条）≫

・本年９月 18 日に、この法律の施行の日（令和３年９月 18 日）から、「施行後３年」を経過。検討条項で「目途」とされている日が迫っていると言える。

（検討）
第４条　国は、この法律の施行後３年を目途に、次に掲げる事項について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。
一　投票人の投票に係る環境を整備するための次に掲げる事項その他必要な事項
イ　天災等の場合において迅速かつ安全な国民投票（…略…）の開票を行うための開票立会人の選任に係る規定の整備
ロ　投票立会人の選任の要件の緩和
二　国民投票の公平及び公正を確保するための次に掲げる事項その他の必要な事項
イ　国民投票運動等（…略…）のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の制限
ロ　国民投票運動等の資金に係る規制
ハ　国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るための方策

１　投票環境整備（附則４条１号）

・３項目案（令和 4 年 4 月 27 日、自民・維新・公明・有志提出。翌 28 日趣旨説明聴取）

①「開票立会人」の選任に係る規定整備、②「投票立会人」の選任要件緩和、
③ラジオによる憲法改正案の広報のための放送に「FM 放送」を追加

２　放送ＣＭ・ネットＣＭ、資金規制、ネット等の適正利用（附則４条２号）

⑴　放送ＣＭ・ネットＣＭ

・　放送ＣＭについて、民放連の自主的取組（ガイドライン等）の存在を前提とした上で、①法規制を行うべきとする見解、②法規制ではなく、出し手側である政党の自主的取組で対応すべきとする見解等が示されている。
・　ネットＣＭについて、①法規制を行うべきとする見解、②出稿の仕組みの複雑性等から規制は困難であるとする見解等が示されている。

⑵　資金規制

・　①資金規制（収支報告書の提出義務、支出上限規制、外国人からの寄附規制等）を行うべきとする見解、②実効性等の観点から資金規制に消極的な見解等が示されている。

⑶　ネット等の適正利用（フェイクニュース対策など）

・　①名称等の表示義務や適正利用に関する努力義務等を規定すべきとする見解、②国民投票法だけではない幅広い議論が必要であるとする見解等が示されている。

⑷　国民投票広報協議会の充実強化

・　上記⑴～⑶に関連し、国民投票広報協議会の充実強化も議論されている。例えば、国民投票広報協議会の事務として、①ネットＣＭ・ネット一般に関するガイドライン作成、②ネット検索結果において、広報協議会の情報発信を優先的に表示してもらう取組、③ファクトチェックに関する取組等を付加すべきとの見解等が示されている。